

民間賃貸住宅等の賃貸料に係る住宅扶助費代理納付の実施に関する要綱

平成26年3月4日
福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第37条の2及び生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第3条に基づき、住宅扶助を受けている被保護者が家賃を滞納している場合等において、加古川市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が住宅扶助費及び共益費等の代理納付を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者 法第6条第1項に規定する被保護者をいう。
- (2) 代理納付適用者 この要綱に基づく代理納付を適用される被保護者をいう。
- (3) 住宅等 賃貸借契約により被保護者に提供される居住用の建物又は土地をいう。
- (4) 家賃等 建物又は土地の賃貸借契約にかかる家賃、間代、地代をいう。
- (5) 住宅扶助費 法第14条に規定する住宅扶助のうち家賃等に相当する金銭をいう。
- (6) 家主等 住宅等の提供について、被保護者と賃貸借契約を締結している者をいう。
- (7) 管理業者等 被保護者の居住する住宅等について、家主等から家賃等の集金業務の委託を受けている者をいう。
- (8) 賃貸人等 家主等又は管理業者等をいう。
- (9) 共益費等 住宅等を賃借して居住することに伴い通常必要とする費用で賃貸借契約書に記載されている家賃等以外の費用をいう。
- (10) 代理納付 福祉事務所長が、住宅扶助費として認定した額及び共益費等を、代理納付適用者に代わり賃貸人等に直接支払うことをいう。

(代理納付適用者の要件)

第3条 代理納付適用者は、家賃等の全額に相当する住宅扶助費が支給される被保護者のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住宅扶助費を受給中に家賃等を滞納しており、福祉事務所長の納付指導による効果が見込めないもので、賃貸人等から代理納付の依頼があった者
- (2) その他福祉事務所長が代理納付を必要と判断した者

(被保護者への納付指導及び申込み)

第4条 福祉事務所長は、賃貸人等からの連絡により被保護者が家賃等を滞納している

ことを把握したときは、当該被保護者に対し、納付指導を行うものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の納付指導を行ったにもかかわらず、その効果が見込めないと認めるときは、代理納付の実施について当該被保護者に対し説明し、同意が得られた場合は、住宅扶助費代理納付申込書兼同意書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を徴するものとする。

（賃貸人等による依頼）

第5条 福祉事務所長は、前条第2項の申込書を徴した場合は、賃貸人等に代理納付の意思を確認するものとする。

- 2 賃貸人等は、前項の確認を受け、代理納付の実施を依頼するときは、住宅扶助費代理納付依頼書兼口座振込依頼書（様式第2号）（以下「依頼書」という。）に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、福祉事務所長に提出するものとする。

- (1) 家主等 当該住宅等の賃貸借契約書の写し
- (2) 管理業者等 当該住宅等の賃貸借契約書の写し及び家主等と締結した委託契約書の写し

（決定）

第6条 福祉事務所長は、第4条第2項の申込書及び前条第2項の依頼書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、代理納付の実施を決定したときは、被保護者には生活保護変更通知書により、賃貸人等には住宅扶助費代理納付開始決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 福祉事務所長は前項の規定により代理納付を決定したときは、賃貸借契約の内容にかかわらず、被保護者の住宅扶助費及び共益費等を賃貸人等の指定した金融機関の口座に振り込むものとする。
- 3 福祉事務所長は、第1項の審査をした結果、代理納付を実施しないと決定したときは、住宅扶助費代理納付不適用通知書（様式第4号）により、被保護者及び賃貸人等に通知するものとする。

（代理納付の変更）

第7条 賃貸人等は、賃貸借契約上の地位に変動が生じた場合、振込先口座を変更した場合、家賃等を変更した場合又はその他重要な事項に変更が生じた場合には、速やかに福祉事務所長に住宅扶助費代理納付変更届出書（様式第5号）を提出するものとする。

- 2 福祉事務所長は、次の各号の場合には、代理納付適用者及び賃貸人等に住宅扶助費代理納付変更決定通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

- (1) 保護の変更により住宅扶助費を変更した場合
- (2) 前項の規定による変更届出書を受理した場合

（代理納付の中止）

第8条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに掲げる事由が認められる場合、代理納付を中止することができる。

- (1) 代理納付適用者の家賃等の全額に相当する住宅扶助費が一時的に支給できなくな

- り、代理納付が不能になったとき
- (2) 第12条の規定に違反したとき
 - (3) その他福祉事務所長が、代理納付を中止することが適当であると判断したとき
- 2 福祉事務所長は、代理納付を中止したときは、代理納付適用者には生活保護変更通知書等により、賃貸人等には住宅扶助費代理納付中止通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（代理納付の再開）

- 第9条 福祉事務所長は、前条により代理納付を中止した場合で、その中止をした事由が消滅したときは、代理納付を再開する。
- 2 福祉事務所長は、代理納付を再開したときは、代理納付適用者には生活保護変更通知書により、賃貸人等には住宅扶助費代理納付再開通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（代理納付の終了）

- 第10条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに掲げる事由が認められる場合、代理納付を終了し、代理納付適用者には生活保護変更通知書等により、賃貸人等に対しては住宅扶助費代理納付終了通知書（様式第9号）により通知するものとする。
- (1) 代理納付適用者の保護の廃止により代理納付の終了を決定したとき
 - (2) 家賃等の全額に相当する住宅扶助費が支給されなくなり、長期にわたり代理納付が不能になると見込まれるとき
 - (3) 第12条の規定に違反したとき
 - (4) その他福祉事務所長が、代理納付を終了することが適当であると判断したとき

（返納）

- 第11条 福祉事務所長は、代理納付適用者に係る保護の変更、停止又は廃止により、既に代理納付をした住宅扶助費及び共益費等に過払いが生じた場合には、賃貸人等に対して住宅扶助費返納決定通知書（様式第10号）により、返納を求めるものとする。
- 2 賃貸人等は、前項の規定による返納の求めに対して速やかに応じなければならない。
- 3 代理納付適用者は、福祉事務所長が前2項の規定により行う返納事務に協力しなければならない。

（代理納付適用者及び賃貸人等の責務）

- 第12条 代理納付適用者及び賃貸人等は、代理納付に関して福祉事務所長に協力しなければならない。
- 2 代理納付適用者及び賃貸人等は、住宅等の賃貸借契約上の争いについては、当事者間で解決するものとする。
- 3 代理納付適用者及び賃貸人等は、賃貸借契約上の地位その他代理納付の適用に関する事項に変動があった場合は、速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

（個人情報の取り扱い）

- 第13条 福祉事務所長は、代理納付適用者の同意に基づき、代理納付の実施に必要な範囲において、代理納付適用者の個人情報を賃貸人等へ提供することができる。

2 貸貸人等は、代理納付の実施において知り得た代理納付適用者の個人情報について、第三者に知らせ、又は目的外に使用してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、同日前の依頼等については従前の例による。(平成26年6月30日決定)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。